

## 議案第 1 1 4 号

### 裁判上の和解について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、さいたま地方裁判所平成 1 9 年（ワ）第 2 4 1 8 号損害賠償請求事件に関し下記のとおり損害賠償額を定め、裁判上の和解をすることについて議決を求める。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

### 記

#### 1 和解の内容

被告は、原告に対し、9,000万円を支払う。

#### 2 当事者

原告 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2 丁目 2 3 番地

さいたま食肉市場株式会社

代表者 代表取締役 船倉 一夫

被告 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

#### 3 事件の概要

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日及び 1 9 日に発生した牛枝肉の金属片付着事故により原告が負った損害の賠償を被告に求めたもの